

要 望 書

平成24年4月26日

島 根 県 町 村 会

「ふるさと農道緊急整備事業」の継続に関する要望

農道整備は、農村地域において農業生産の近代化や農産物の流通の合理化を図る事業として推進され、あわせて農村の環境改善に果たす役割は大きなものがあります。

特に、過疎化、高齢化の進展に歯止めをかけ、農村地域の活性化を図るためには農業の振興と定住条件の整備を図ることが急務との観点から、国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進していくために、総務省と農林水産省とが協力されて、平成5年度に「ふるさと農道緊急整備事業」を創設されたところであります。

その制度創設以来、これまで5年ごとに実施期間が更新され、現在平成24年度を期限とする4期目の対策まで継続して実施され、農道整備を核とした農業の振興と定住環境の向上に大きな役割を果たしてきたところであります。

島根県においては、全国でもっとも厳しい給与削減を実施するなどの厳しい財政状況の中にあっても、こうした事業創設の趣旨を踏まえ、積極的にこの事業を活用され、県内各地域の要望に応えるべく、農道の開設、改良や橋梁等の補修・補強など積極的に本事業を活用してこられたところであります。

一方で、農村地域において大きな役割を果たしてきた農道整備事業が、平成21年度のいわゆる事業仕分けで「廃止」とされたことに伴い、国庫補助による農道整備事業は地域自主戦略交付金事業で対応することとなりましたが、これにより、地方の裁量が増し事業の自由度は高まったものの、県内の中山間地や離島など条件不利地では、事業採択が厳しい路線が多く、事実上整備に着手できない実態もあります。

このように中山間地、離島など条件不利地を多く抱える島根県では、主要県道などの幹線道路の整備は逐次進んできているものの、集落間や集落と幹線道路を結ぶ支線道路の整備は未だ不十分で、災害等の緊急時の迂回路や避難路の確保の点からも県内各地域より多くの要望が寄せられているところであります。

このことから、中山間地、離島など条件不利地においても、着実に農道整備や施設の長寿命化・耐震化対策を進めていくことができるよう、地域自主戦略交付金事業とともに、是非とも、平成25年度以降も、地域の実情に即した整備のできる本事業を継続していただきますようよろしくお願いいたします。

平成24年4月26日

島根県町村会

会長 山碕 英樹